

社会福祉法人こうほうえん定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 軽費老人ホーム(ケアハウス)の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ロ) 老人デイサービス事業の経営

(ハ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(ニ) 生活支援ハウス受託事業の経営

(ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ヘ) 老人居宅介護等事業の経営

(ト) 無料低額診療事業の経営

(チ) 老人保健施設の経営

(リ) 保育所の経営

(ヌ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(ル) 一時預かり事業の経営

(ヲ) 老人福祉センター受託事業の経営

(ワ) 障害福祉サービス事業の経営

(カ) 24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の経営

(ヨ) 障害児通所支援事業の経営

(タ) 第二種社会福祉事業の指定管理の受託事業の経営

(レ) 幼保連携型認定子ども園の経営

(ソ) 指定障害児通所支援事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人こうほうえんという。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

- 第 4 条 この法人の事務所を鳥取県境港市誠道町 2 0 8 3 番地に置く。
2 前項のほか、従たる事務所を鳥取県米子市両三柳 1 4 0 0 番地に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

- 第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 1 1 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、この法人の職員 1 名、外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 2, 0 0 0, 0 0 0 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

- 第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に議長を置き、議長は、出席した評議員の互選によりその都度選出する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 理事のうちに会長及び常務理事を置くことができる。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 16 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、2 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 19 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関

する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第 22 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

- 第 23 条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

- 第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の 4 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 御下賜金
- (2) 建物
 - 1 鳥取県境港市誠道町 2 0 8 8 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造セメント瓦葺陸屋根 5 階建特別養護老人ホームさかい幸朋苑 苑舎 1 棟 (7,337.70 平方メートル)
 - 2 鳥取県境港市誠道町 2 0 8 8 番地 2 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建特別養護老人ホームさかい幸朋苑 倉庫・車庫 1 棟 (89.70 平方メートル)
 - 3 鳥取県境港市誠道町 2 0 8 8 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺平家建集会所 1 棟 (995.17 平方メートル)
 - 4 鳥取県境港市誠道町 2 0 8 8 番地 2 所在のコンクリートブロック造陸屋根平家建機械室 (9.14 平方メートル)
 - 5 鳥取県境港市誠道町 2 0 8 1 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺 6 階建ケアハウス さかい幸朋苑及び老人保健施設さかい幸朋苑苑舎 1 棟 (3,922.90 平方メートル) 付属建物、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 (1,078.38 平方メートル)

- 6 鳥取県米子市上後藤3丁目2番1号所在の鉄筋コンクリート造瓦葺5階建特別養護老人ホームよなご幸朋苑 苑舎1棟 (4,013.60平方メートル)
- 7 鳥取県米子市上後藤3丁目2番1号所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建特別養護老人ホームよなご幸朋苑 機械室1棟 (61.90平方メートル)
- 8 鳥取県米子市両三柳字拾四間米屋樋東1330番地2と字拾四間野浪分644番地3号所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建特別養護老人ホームよなご幸朋苑 車庫2棟 (187.49平方メートル)
- 9 鳥取県鳥取市浜坂字加路田228番1号所在の鉄筋コンクリート造瓦葺5階建ケアハウスいなば幸朋苑及び老人保健施設いなば幸朋苑苑舎1棟 (7,625.75平方メートル) ・車庫 (98.00平方メートル)
- 10 鳥取県米子市上後藤3丁目65番79号所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建ケアハウスよなご幸朋苑苑舎1棟 (3,321.16平方メートル)
- 11 鳥取県米子市石井1238番地号所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建特別養護老人ホームなんぶ幸朋苑、老人保健施設なんぶ幸朋苑、ケアハウスなんぶ幸朋苑、生活支援ハウスなんぶ幸朋苑苑舎1棟 (11,056.68平方メートル)、車庫 (98.00平方メートル)、機械室 (6.11平方メートル)、鉄骨造陸屋根平家建苑舎1棟 (181.05平方メートル)
- 12 鳥取県鳥取市秋里1181番地号所在の鉄筋コンクリート造瓦葺2階建鳥取市北デイサービスセンター苑舎1棟 (945.65平方メートル)、車庫 (84.00平方メートル)
- 13 鳥取県米子市上後藤3丁目13番1号所在の鉄筋コンクリート造瓦葺陸屋根2階建生活支援ハウスよなご幸朋苑苑舎1棟 (732.80平方メートル)
- 14 鳥取県米子市両三柳字三保向ヒ4543番地30号所在の鉄骨造瓦葺2階建米子市かわさきデイサービスセンター苑舎1棟 (485.96平方メートル)
- 15 鳥取県境港市高松町字大山892番地5号所在の木造スレート葺平家建デイハウスせいどう苑舎1棟 (299.98平方メートル)
- 16 鳥取県鳥取市浜坂字井ツナシ253番地1、252番地2号所在の木造スレート葺平家建グループホームはまさか苑舎1棟 (299.98平方メートル)
- 17 鳥取県鳥取市浜坂字加路田222番地1号所在の鉄筋コンクリート造瓦葺陸屋根3階建新いなば幸朋苑苑舎1棟 (6,676.69平方メートル)
- 18 鳥取県鳥取市浜坂字加路田230番地1号所在の鉄筋コンクリート造瓦葺2階建生活支援ハウスいなば幸朋苑苑舎1棟 (859.03平方メートル)
- 19 鳥取県米子市両三柳字拾四間場米屋樋西1400番地号所在の鉄骨造陸屋根アルミニウム板葺平家建認定子ども園キッズタウンかみごとう1棟 (1,215.29平方メートル) ・倉庫、便所 (8.00平方メートル)
- 20 鳥取県境港市高松町字大山892番地5号所在の鉄筋コンクリート造陸屋根瓦葺2階建生活支援ハウスさかい幸朋苑苑舎1棟 (841.92平方メートル)
- 21 鳥取県米子市両三柳字拾四間場米屋樋西1400番地号所在の鉄骨造鋼板葺2階建キッズタウン第2保育園1棟 (571.83平方メートル)
- 22 鳥取県米子市米原八丁目69番地号所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建デイハウスよねはら苑舎1棟 (1,016.48平方メートル)
- 23 鳥取県境港市日ノ出町78番地2号所在の木造セメント瓦葺2階建グループホームひの

- で苑舎 1 棟 (532.18平方メートル)
- 24 鳥取県米子市奥谷字中沢 1 1 8 2 番地 1 所在の鉄骨造瓦・アルミニウム板葺 2 階建グループホームなるみ苑舎 1 棟 (996.14平方メートル)
- 25 鳥取県米子市両三柳字拾四間米屋樋東 1 3 7 3 番地 3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建グループホームかみごとう苑舎 (985.21平方メートル)
- 26 鳥取県米子市両三柳字拾四間場米屋樋西 1 4 0 0 番地所在の鉄筋コンクリート造 5 階建アザレアコートこうほうえんの建物 1 棟 (7,534.00平方メートル)
- 27 鳥取県米子市錦海町三丁目 9 9 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建錦海リハビリテーション病院の建物 (3,885.78平方メートル)
- 28 鳥取県米子市車尾三丁目 1 2 7 3 番 4 所在の木造スレート葺 2 階建デイハウスくずもの建物 (285.90平方メートル)
- 29 鳥取県米子市錦海町三丁目 8 7 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建特別養護老人ホームきんかい幸朋苑の建物 (1,793.33平方メートル)
- 30 鳥取県境港市上道町字山中 2 0 5 3 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建特別養護老人ホーム新さかい幸朋苑の建物 (4,258.75平方メートル)
- 31 東京都北区浮間五丁目 1 3 番地 1 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 5 階建特別養護老人ホームうきま幸朋苑及びキッズタウンうきまの建物 (8,361.66平方メートル)
- 32 鳥取県境港市上道町字新道 2 0 8 9 番地 2 所在の木造スレート葺渡り廊下付き 2 階建グループホームあがりみち及びデイハウスあがりみちの建物 (957.88平方メートル)
- 33 東京都北区東十条二丁目 1 7 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建キッズタウン東十条の建物 (852.42平方メートル)
- 34 鳥取県境港市渡町字金丸ヶ岡 1 4 2 5 番地 2 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建デイハウスわたりの建物 (739.49平方メートル)
- 35 鳥取県米子市福市字松ヶ坪 1 7 2 6 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建デイハウスごせんごくの建物 (683.78平方メートル)
- 36 鳥取県鳥取市西町五丁目 1 0 8 番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建にしまち幸朋苑の建物 (2,038.85平方メートル)
- 37 鳥取県米子市兼久字下新田 6 0 6 番地 3 所在の鉄骨造かわらぶき 2 階建認定子ども園キッズタウンさくらの建物 (950.12平方メートル)
- 38 鳥取県境港市上道町字山中 2 0 5 3 番地 6 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建みなと幸朋苑の建物 (1,987.66平方メートル)
- 39 鳥取県米子市石井 6 8 7 番地 3 所在のデイサービスセンターいしいの建物 (165.43平方メートル)
- 40 東京都新宿区下落合 1 丁目 9 3 1 番地 4 所在の鉄骨造陸屋根 4 階建下落合介護福祉施設・保育所の建物 (2,568.77平方メートル)
- コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建ゴミ置場 (11.70平方メートル)
- 41 東京都練馬区上石神井三丁目 7 9 番地 9 1 所在の木・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき地下 1 階付 2 階建上石神井幸朋苑の建物 (2,150.44平方メートル)
- 42 鳥取県鳥取市西町五丁目 2 2 0 番地所在の木造瓦葺 2 階建にしまち幸朋苑の建物 (170.49平方メートル)

- 43 鳥取県米子市永江562番地所在の鉄骨造陸屋根2階建なんぶ幸朋苑在宅事業所の建物(279.55平方メートル)
- 44 鳥取県米子市旗ヶ崎六丁目166番1、166番地2所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建グループホームかわさきの建物(997.2平方メートル)

(3) 土地

- 1 鳥取県境港市誠道町2083番地所在の特別養護老人ホームさかい幸朋苑敷地
- | | | | |
|-----------|--------|----|-----------------|
| 境港市誠道町 | 2071番2 | 山林 | 38.00平方メートル |
| 境港市誠道町 | 2072番1 | 山林 | 49.00平方メートル |
| 境港市誠道町 | 2081番2 | 山林 | 184.00平方メートル |
| 境港市誠道町 | 2083番 | 山林 | 694.00平方メートル |
| 境港市誠道町 | 2084番 | 山林 | 595.00平方メートル |
| 境港市誠道町 | 2085番 | 山林 | 343.00平方メートル |
| 境港市誠道町 | 2086番1 | 山林 | 115.00平方メートル |
| 境港市誠道町 | 2087番1 | 山林 | 892.00平方メートル |
| 境港市誠道町 | 2088番2 | 山林 | 3,006.00平方メートル |
| 境港市竹内町字広廻 | 2070番1 | 宅地 | 5,465.23平方メートル |
| 境港市竹内町字広廻 | 2070番2 | 宅地 | 14.58平方メートル |
| 計 | | | 11,395.81平方メートル |
- 2 鳥取県境港市誠道町2082番地所在のケアハウスさかい幸朋苑及び老人保健施設さかい幸朋苑敷地
- | | | | |
|--------|--------|-----|----------------|
| 境港市誠道町 | 2078番 | 雑種地 | 624.00平方メートル |
| 境港市誠道町 | 2079番 | 雑種地 | 684.00平方メートル |
| 境港市誠道町 | 2080番 | 雑種地 | 710.00平方メートル |
| 境港市誠道町 | 2081番1 | 山林 | 1,108.00平方メートル |
| 境港市誠道町 | 2082番 | 雑種地 | 548.00平方メートル |
| 境港市誠道町 | 2088番1 | 山林 | 795.00平方メートル |
| 計 | | | 4,469.00平方メートル |
- 3 鳥取県米子市上後藤3丁目22番1所在の特別養護老人ホームよなご幸朋苑の敷地
- | | | | |
|-----------|-------|----|----------------|
| 米子市上後藤3丁目 | 13番1 | 田 | 777.00平方メートル |
| 米子市上後藤3丁目 | 13番9 | 田 | 69.00平方メートル |
| 米子市上後藤3丁目 | 13番10 | 宅地 | 189.55平方メートル |
| 米子市上後藤3丁目 | 20番2 | 畑 | 228.00平方メートル |
| 米子市上後藤3丁目 | 21番1 | 畑 | 500.00平方メートル |
| 米子市上後藤3丁目 | 21番2 | 畑 | 515.00平方メートル |
| 米子市上後藤3丁目 | 21番4 | 畑 | 142.00平方メートル |
| 米子市上後藤3丁目 | 22番1 | 畑 | 1,540.00平方メートル |
| 米子市上後藤3丁目 | 23番1 | 田 | 148.00平方メートル |
| 計 | | | 4,108.55平方メートル |
- 4 鳥取県鳥取市浜坂字加路田228番1所在のいなば幸朋苑及び新しいなば幸朋苑敷地
- | | | | |
|-----------|-------|---|----------------|
| 鳥取市浜坂字加路田 | 228番1 | 田 | 2,367.00平方メートル |
|-----------|-------|---|----------------|

鳥取市浜坂字加路田	2 2 9 番 1	田	1, 7 2 4. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字加路田	2 2 7 番	田	9 1 5. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字加路田	2 2 6 番	田	8 4 6. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字加路田	2 2 2 番 1	田	1, 6 6 1. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字加路田	2 2 5 番	田	2, 9 2 5. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字加路田	2 2 3 番	田	3 1 0. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字加路田	2 2 4 番	田	9 3 8. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字加路田	2 2 1 番 1	田	1, 0 3 7. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字加路田	2 2 1 番 5	田	1, 1 3 3. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字井ツナシ	2 5 1 番 1	田	1 0 0. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字井ツナシ	2 5 3 番 1	田	1, 1 4 8. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字井ツナシ	2 5 2 番 2	田	6 6 4. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字井ツナシ	2 5 2 番 1	田	3 5 6. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字越シ前	2 5 4 番 1	雑種地	7 4. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字越シ前	2 5 4 番 3	雑種地	2 8 0. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字加路田	2 2 1 番 7	宅地	1 4 2. 1 9 平方メートル
鳥取市浜坂字加路田	2 2 1 番 8	宅地	1 4 4. 3 8 平方メートル
鳥取市浜坂字加路田	2 3 0 番 1	田	1, 0 9 2. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字加路田	2 3 1 番 2	田	8 1 4. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字井ツナシ	2 5 2 番 6	雑種地	2 7. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字越シ前	2 5 4 番 6	雑種地	4 0. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字越シ前	2 5 4 番 7	雑種地	8. 4 7 平方メートル
鳥取市浜坂字越シ前	2 5 4 番 9	雑種地	1 5. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字実黒	2 0 9 番 1 1	雑種地	3 3. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字実黒	2 0 9 番 1 4	雑種地	1 2. 0 0 平方メートル
鳥取市浜坂字実黒	2 1 1 番 4 1	雑種地	8. 4 8 平方メートル
鳥取市浜坂字実黒	2 1 1 番 4 2	雑種地	6. 6 1 平方メートル
	計		1 8, 8 2 1. 1 3 平方メートル
5	鳥取県米子市上後藤 3 丁目 6 5 番 7 9 所在のケアハウスよなご幸朋苑敷地		
	米子市上後藤 3 丁目 6 5 番 1 5	宅地	5 5 7. 9 7 平方メートル
	米子市上後藤 3 丁目 6 5 番 7 9	宅地	1, 0 8 4. 3 1 平方メートル
	米子市上後藤 3 丁目 6 5 番 8 1	宅地	1 2 0. 4 6 平方メートル
	米子市上後藤 3 丁目 6 5 番 8 2	宅地	1 1 4. 5 4 平方メートル
	米子市上後藤 3 丁目 6 5 番 8 3	畑	1 2 3. 0 0 平方メートル
	米子市上後藤 3 丁目 6 7 番 5	山林	6 2. 0 0 平方メートル
	計		2, 0 6 2. 2 8 平方メートル
6	鳥取県米子市石井 1 2 3 8 番地所在の特別養護老人ホームなんぶ幸朋苑、老人保健施設なんぶ幸朋苑及びケアハウスなんぶ幸朋苑の敷地		
	米子市石井字高城 1 2 3 7 番 6	田	1 8 6. 0 0 平方メートル
	米子市石井字高城 1 2 3 7 番 1 4	宅地	2 6 7. 0 0 平方メートル
	米子市石井字高城 1 2 3 8 番	宅地	1 4, 3 4 4. 0 0 平方メートル

米子市奥谷字中沢 1 1 8 2 番 1	田	2, 6 3 2. 0 0 平方メートル
米子市奥谷字中沢 1 1 8 3 番 1	田	2, 9 7 7. 0 0 平方メートル
計		2 0, 4 0 6. 0 0 平方メートル

7 鳥取県米子市上後藤 3 丁目 2 2 番 1 所在の特別養護老人ホームよなご幸朋苑駐車場並びに車庫敷地

鳥取県米子市両三柳字拾四間野浪分 6 4 3 番 3	畑	3. 3 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間野浪分 6 4 4 番 3	田	2 7 7. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間野浪分 6 4 5 番 1	田	2 9. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間野浪分 6 4 6 番 1	畑	2 6 4. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間野浪分 6 4 6 番 4	田	2 3 1. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間野浪分 6 4 7 番	田	2 9 4. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間野浪分 6 4 9 番 1	田	1 2 2. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間野浪分 6 9 8 番 1	田	3 6. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間米屋樋東 1 3 2 7 番	田	2 6 7. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間米屋樋東 1 3 2 7 番 1	田	1 2 5. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間米屋樋東 1 3 2 8 番	田	5 7 8. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間米屋樋東 1 3 2 9 番	田	1 2 2. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間米屋樋東 1 3 3 0 番 2	畑	4 8 5. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間米屋樋東 1 3 3 0 番 3	田	3 0 4. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間米屋樋東 1 3 3 1 番 1	田	4 2. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間米屋樋東 1 3 3 2 番 2	田	3. 3 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間米屋樋東 1 3 7 3 番 3	田	3 8 6. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間米屋樋東 1 3 7 4 番	田	2 8 7. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間米屋樋東 1 3 7 5 番 2	田	9 1. 0 0 平方メートル
鳥取県米子市両三柳字拾四間米屋樋東 1 3 8 2 番 1	田	1 4 2. 0 0 平方メートル
計		4, 0 8 8. 6 0 平方メートル

8 鳥取県米子市両三柳字拾四間場米屋樋西 1 4 0 0 番地所在のキッズタウン 2 4 かみごとう保育所敷地

鳥取県米子市両三柳字拾四間場米屋樋西 1 4 0 0 番地 8, 3 9 0. 9 0 平方メートル

9 鳥取県境港市高松町 8 9 2 番地 5 所在のグループホームせいどう並びに生活支援ハウスさかい幸朋苑の敷地

鳥取県境港市高松町字大山 8 9 2 番地 5 原野 1, 4 4 2. 0 0 平方メートル

10 鳥取県米子市錦海町 3 丁目 9 9 番地所在の錦海町リハビリテーション病院の敷地

鳥取県米子市錦海町三丁目 9 9 番 宅地 3, 2 3 8. 9 2 平方メートル

11 鳥取県米子市錦海町 3 丁目 8 7 番地所在の特別養護老人ホームきんかい幸朋苑の敷地

鳥取県米子市錦海町三丁目 8 7 番 宅地 3, 5 6 7. 3 8 平方メートル

12 鳥取県境港市上道町字山中 2 0 5 3 番地 1 所在の特別養護老人ホーム新さかい幸朋苑の敷地

鳥取県境港市上道町字山中 2 0 5 3 番 1 宅地 3, 3 3 7. 8 3 平方メートル

13 東京都北区浮間五丁目 1 3 番地 1 所在の特別養護老人ホームうきま幸朋苑及び保育所の

敷地

- 東京都北区浮間五丁目13番1 宅地 4,065.96平方メートル
- 14 鳥取県鳥取市西町五丁目108番地所在のにしまち幸朋苑の敷地
鳥取県鳥取市西町五丁目108番 宅地 1,159.33平方メートル
- 15 鳥取県境港市上道町字山中2053番地6所在のみなと幸朋苑の敷地
鳥取県境港市上道町字山中2053番6 宅地 3,200.32平方メートル
- 16 鳥取県米子市石井687番地3所在のデイサービスセンターいしいの敷地
鳥取県米子市石井字宗正寺687番2 宅地 111.66平方メートル
鳥取県米子市石井字宗正寺687番3 宅地 201.05平方メートル
鳥取県米子市石井字宗正寺687番4 宅地 119.00平方メートル
鳥取県米子市石井字宗正寺688番4 宅地 17.68平方メートル
鳥取県米子市石井字宗正寺688番9 宅地 53.46平方メートル
鳥取県米子市石井字宗正寺689番1 宅地 142.00平方メートル
計 644.85平方メートル
- 17 鳥取県鳥取市西町五丁目220番地所在のにしまち幸朋苑の敷地
鳥取県鳥取市西町五丁目220番 宅地 213.18平方メートル
鳥取県鳥取市西町五丁目221番2宅地 103.14平方メートル
計 316.32平方メートル
- 18 鳥取県米子市永江562番地所在のなんぶ幸朋苑在宅事業所の敷地
鳥取県米子市永江562番 宅地 575.86平方メートル
- 19 鳥取県米子市旗ヶ崎六丁目166番地1、166番地2所在のグループホームかわさきの敷地
鳥取県米子市旗ヶ崎六丁目166番1 宅地 770.00平方メートル
鳥取県米子市旗ヶ崎六丁目166番2 宅地 600.00平方メートル
鳥取県米子市旗ヶ崎六丁目176番5 宅地 438.00平方メートル

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業及び第38条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、鳥取県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鳥取県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

- 第 31 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 32 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

- 第 34 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 35 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 36 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 指定老人訪問看護事業
- (2) 通所リハビリテーション事業
- (3) 短期入所療養介護事業
- (4) 福祉用具貸与事業
- (5) 居宅介護支援事業
- (6) 有料老人ホームの経営
- (7) 特定福祉用具販売事業
- (8) 地域包括支援センターの経営
- (9) 介護予防支援事業
- (10) サービス付き高齢者向け住宅事業の経営
- (11) 訪問リハビリテーション事業の経営
- (12) 在宅療養支援事業の経営
- (13) 公益を目的とする事業の指定管理の受託事業の経営
- (14) 福祉・医療事業の職員研修事業の経営
- (15) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣受託事業の経営
- (16) 地域公益事業の経営
- (17) 社会福祉の増進に資する人財の育成・確保に関する事業の経営
- (18) 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談事業
- (19) 見守りなど要配慮者への生活支援事業
- (20) 住宅確保要配慮者の居住支援に係る事業
- (21) 特定技能に係る登録支援機関事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 収益を目的とする事業

(種別)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

(1) 国内外の医療・福祉事業者のためのコンサルティング事業

(2) 国内外の医療・福祉事業者のための研修事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第 39 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第 9 章 解散

(解散)

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第 42 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鳥取県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鳥取県知事に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、社会福祉法人こうほうえんの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 44 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款にもとづき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長 廣 江 研

副 理 事 長 赤 澤 弘 毅

理	事	戸	口	田	和	也
理	事	佐	古	恒	徳	
理	事	生	田	和	江	
理	事	塩	谷	雄	司	
理	事	別	所	清	平	
理	事	板	倉	博		
理	事	松	下	智	恵	子
理	事	松	本	良	三	
監	事	福	原	淳		
監	事	広	島	了	輔	

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第2条及び第19条中「社会福祉法人養寿会」を「社会福祉法人こうほうえん」に改める改正は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、厚生労働大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、中国四国厚生局長の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年5月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年1月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年7月17日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年8月19日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年3月24日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年8月21日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年6月24日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4 年 1 1 月 2 9 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5 年 9 月 8 日から施行する。